

○北杜市重度心身障害者医療費助成条例

平成16年11月1日

条例第144号

改正 平成17年12月16日条例第175号

平成18年3月14日条例第23号

平成18年9月25日条例第60号

平成20年3月26日条例第13号

平成21年10月2日条例第32号

平成25年6月28日条例第18号

平成28年3月23日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者が医療に関し負担する経費の軽減を図り、もって重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害手帳を交付された者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による障害の級別が1級から3級までの者

(2) 重度の知的障害を有する者で規則で定めるもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条の障害等級が1級又は2級の者

(4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第2項に規定する1級又は2級の障害の状態にある旨の市長の認定を受けた者

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「保険医療機関等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局

(2) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

(3) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師

(4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定によりあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する重度心身障害者であって、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。ただし、規則で定める特別な事情がある場合は、対象者が本市の区域内に住所を有しなくても医療費助成金の対象とすることができる。

(1) 20歳以上の者であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条又は第21条に規定する障害児福祉手当の支給の制限の要件に該当する者と同等な経済状態にある旨の市長の認定を受けた者

(2) 特別児童扶養手当の支給に関する法律第6条から第8条までに規定する支給の制限の要件に該当する場合における当該児童

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(4) 前3号に掲げるもののほか、他の法令により国又は地方公共団体の負担による医療費の全額支給を受けている者

(医療費助成金)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷に関して、医療保険各法に規定する療養の給付等（療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給をいう。以下同じ。）が行われた場合には、当該対象者又はその保護者（対象者を現に扶養し、又は監護する者として市長が認定した者をいう。以下同じ。）に対し、当該療養の給付等を受けた者が負担すべき額を医療費助成金（以下「助成金」という。）として支給する。ただし、医療保険各法の規定により高額療養費及び高額介護合算療養費が給付される場合、医療保険各法に基づく規約若しくは定款により附加給付を受ける定めがある場合又は他の法令により療養の給付等に係る費用の給付を受けられる場合は、これらの給付等に係る額を当該助成金の額から控除した額とする。

(受給者証の交付申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする対象者又はその保護者は、規則で定めるところにより、市長に重度心身障害者医療費助成金受給資格者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。受給者証を亡失し、若しくは損傷したことによりその再交付を受ける場合又は受給者証の更新を受ける場合も同様

とする。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、第3条に定める対象者と認定したときは、当該対象者に規則で定める受給者証を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条の規定により受給者証の交付を受けた対象者(以下「受給者」という。)又はその保護者は、山梨県内に住所を有する保険医療機関等(第2条第3項第3号及び第4号に規定する者を除く。次条第3項において同じ。)において療養の給付等を受けようとする場合(受給者が療養の給付等を受けようとする場合に限る。)は、医療保険各法に規定する被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成金の支給方法)

第8条 助成金の支給は、受給者又はその保護者の請求に基づいて行うものとする。

2 前項の請求は、1月分を単位とし、保険医療機関等において療養の給付等を受けた日の属する月の医療費について、一括して翌月の10日以降に、規則で定めるところにより、市に請求するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、請求期限を延期することができる。

3 市長は、山梨県内に住所を有する保険医療機関等から助成金の算定に必要な情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を受けたことをもって、当該情報の提供に係る対象者に対する助成金の支給に関し第1項の請求を受けたものとみなすことができる。

4 市長は、第1項の規定にかかわらず、受給者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。以下この項及び次項において同じ。)が山梨県内に住所を有する保険医療機関等で療養の給付等を受けた場合(受給者証を提示しないで療養の給付等を受けた場合その他の規則で定める場合を除く。)は、受給者又はその保護者に支給すべき助成金の額の限度において、当該受給者又はその保護者が当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該保険医療機関等の請求に基づき、当該受給者又はその保護者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

5 前項の規定により、市長が当該保険医療機関等に対し支払をしたときは、当該受給者又はその保護者に対し、助成金の支給があったものとみなす。

6 助成金は、受給者が療養の給付等を受けた日の属する月の翌月の10日から起算して、2年以内に請求しなかった場合には、支給しないものとする。

(届出の義務)

第9条 受給者又はその保護者は、第5条の申請事項に変更があったときは、規則

で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(受給者証の返還)

第10条 受給者又はその保護者は、受給者が第3条に定める対象者の要件に該当しなくなったときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(支給金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、平成16年11月1日以後に受けることとなる療養の給付等に係る助成金について適用し、同日前に受けた療養の給付等に係る助成金については、なお合併前の明野村重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和52年明野村条例第16号）、須玉町重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年須玉町条例第24号）、高根町重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年高根町条例第23号）、長坂町重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年長坂町条例第8号）、大泉村重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和52年大泉村条例第26号）、白州町重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年白州町条例第18号）又は武川村重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年武川村条例第25号）の例による。

(小淵沢町の編入に伴う経過措置)

3 この条例の規定は、小淵沢町の編入の日（以下「編入日」という。）以後に受けることとなる療養の給付等に係る助成金について適用するものとし、編入日前に受けた療養の給付等に係る助成金については、小淵沢町重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年小淵沢町条例第14号）の例による。

附 則（平成17年12月16日条例第175号）

この条例は、平成18年3月15日から施行する。

附 則（平成18年3月14日条例第23号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日条例第60号）
この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第13号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の北杜市乳幼児医療費助成金支給条例、北杜市重度心身障害者医療費助成条例及び北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付に係る助成金の支給について適用し、同日前に行われた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月2日条例第32号）
この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北杜市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成20年4月1日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則（平成25年6月28日条例第18号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の北杜市重度心身障害者医療費助成条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等（新条例第4条の療養の給付等をいう。以下この項において同じ。）に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月23日条例第10号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の北杜市重度心身障害者医療費助成条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等（新条例第4条に規定する療養の給付等をいう。以下この項において同じ。）に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

○北杜市重度心身障害者医療費助成条例施行規則

平成20年3月28日

規則第21号

改正 平成21年1月27日規則第1号

平成21年11月19日規則第44号

平成26年5月26日規則第21号

平成26年6月30日規則第25号

平成27年12月28日規則第45号

平成28年3月23日規則第4号

北杜市重度心身障害者医療費助成条例施行規則（平成16年北杜市規則第97号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、北杜市重度心身障害者医療費助成条例（平成16年北杜市条例第144号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（重度の知的障害者）

第3条 条例第2条第1項第2号の規則で定める者は、山梨県療育手帳交付規則（平成15年山梨県規則第29号）に基づく療育手帳を交付された者のうち、同規則第5条第1項第1号から第4号までの障害等級A—1からA—3までのいずれかに該当する者とする。

（条例第3条ただし書の規則で定める特別の事情）

第4条 条例第3条ただし書の規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1） 対象者が20歳未満の重度心身障害者であって、その保護者が本市の区域内に住所を有していること。

（2） その他市長が認める事情

（受給者証の交付申請）

第5条 条例第5条の規定による申請は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証交付申請書（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる重度心身障害者の区分に従い、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付して行わなければならない。

障害程度に関するもの	条例第2条第1項第1号に該当する場合	身体障害者手帳の写し
	条例第2条第1項第2号に該当する場合	療育手帳の写し

	条例第2条第1項第3号に該当する場合	精神障害者保健福祉手帳の写し
	条例第2条第1項第4号に該当する場合（国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金を受給している場合に限る。）	障害基礎年金に係る国民年金証書の写し
	その他の場合	次のいずれかの書類 1 国民年金認定診断書 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当を受給している場合の当該対象児童にあっては、特別児童扶養手当証書の写し 3 市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合には、添付すべき書類を省略することができる。

3 第1項の申請を行う場合には、医療保険各法による被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

（受給者証）

第6条 条例第6条の受給者証は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1） 次号に掲げる者以外の者 様式第2号

（2） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 様式第2号の2

2 前項に規定する受給者証が有効となるのは、前条の表の右欄に掲げる書類の交付日又は申請書を提出した前月の初日のいずれか遅い日からとする。

（受給者証の再交付）

第7条 条例第5条の規定により受給者証の再交付を受ける場合は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証再交付申請書（様式第3号）に当該受給者証を添付して、市長に提出するものとする。

2 受給者又はその保護者は、前項の規定により受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、直ちに市長に返還しなければならない。

（受給者証の更新）

第8条 受給者証は、毎年11月1日に更新するものとする。

2 前項の更新を受けようとする者は、毎年10月に、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証更新申請書（様式第4号）により申請を行わなければならない。この場合において、添付書類については第5条第1項及び第2項の規定を、提示を必要とする書類については、同条第3項の規定を準用する。

3 市長は、受給者が15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日に、第6条第1項第2号に定める受給者証を同項第1号に定める受給者証に更新するものとする。

（市長が保険医療機関等からの情報の提供をもって医療費助成金の請求を受けたものとみなした場合における医療費助成金の請求額）

第9条 条例第8条第3項の規定により市長が山梨県内に住所を有する保険医療機関等から医療費助成金の算定に必要な情報の提供を受けたことをもって当該情報の提供に係る対象者に対する療養の給付等に係る医療費助成金の支給に関し同条第1項の請求を受けたものとみなした場合における当該請求に係る医療費助成金の額は、当該情報の提供を行った保険医療機関等が作成した次に掲げる書類に記載された点数その他の数値により算定された当該情報の提供に係る対象者が負担すべき費用の額とする。

(1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第5条第1項に規定する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書

(2) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する訪問看護療養費明細書

（委託）

第10条 条例第8条第3項の規定による保険医療機関等への支払に関する費用の審査及び支払に関する事務は、山梨県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金山梨支部に委託して行うものとする。

（条例第8条第4項の規則で定める場合）

第11条 条例第8条第4項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 受給者証を提示しないで療養の給付又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた場合

(2) 医療保険各法に規定する保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給の対象となる療養等を受けた場合

(3) 山梨県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち次に掲げるもの以外のもの又は山梨県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者が療養等を受けた場合

ア 全国歯科医師国民健康保険組合

イ 全国土木建築国民健康保険組合

ウ 中央建設国民健康保険組合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合
(助成金の請求等)

第12条 条例第8条第2項の規定による請求は、重度心身障害者医療費助成金請求書(様式第5号)により行うものとする。この場合において、診療報酬明細の記載された領収書を添付したときは、診療報酬請求証明書の欄に記載することを要しないものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、受給者又はその保護者に対し関係書類の提出又は提示を求めることができる。

3 医療費助成金の支給は、毎月1回とし、市長が定める日に支給するものとする。
(変更の届出)

第13条 条例第9条の規定による申請事項の変更の届出は、変更があった日の翌日から起算して14日以内に、重度心身障害者医療費助成金受給資格等変更届(様式第6号)に受給者証を添えて行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の北杜市重度心身障害者医療費助成条例施行規則による様式(様式第2号を除く。次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成21年1月27日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月19日規則第44号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月26日規則第21号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日規則第25号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第45号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(北杜市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第15条 この規則の施行の際、第15条の規定による改正前の北杜市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年3月23日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

重度心身障害者医療費助成金受給資格者証交付申請書					
受給者	住所				
	氏名			男・女	
	個人番号				
受給者が転入した場合	生年月日	年	月	日	
	転入年月日	年	月	日	
加入医療保険	被保険者又は組合員	氏名		受給者との続柄	
		個人番号			
		住所			
	保険種別	種別			
		記号番号		付加給付の有無	有・無
発行機関	発行機関名				
	所在地				
1保護者 2受給者の住所と異なる送付先を希望する時は送付先住所(該当番号を○で囲む)	住所				
	氏名		受給者との続柄		
	個人番号				
	電話	— —			
<p>上記のとおり重度心身障害者医療費助成金受給資格者証の交付を申請します。なお、次の①から③までについて、市が調査等を行うことに同意します。</p> <p>① 申請に係る審査のため、世帯の住民税所得・課税状況を調査すること。</p> <p>② 医療費助成金の算定のため、受給者の医療費支払状況等について、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業所から診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書の写し等により山梨県国民健康保険団体連合会を通じて情報提供を受けること。</p> <p>③ 過去に支給された助成金が過払いになり返還が必要になった場合は、その後に支給される助成金を、その過払い分に係る返還金に充当すること。</p> <p>年 月 日 北杜市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 TEL</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>※ 本年の1月1日の住所が北杜市以外の方は、1月1日の住所地の所得・課税証明を添付してください。</p>					
<p>重度医療費助成金の金融機関振込みにあたり、重度医療費受給者本人又は保護者の通帳を確認のうえ記入をお願いします。</p> <p>*金融機関名 _____</p> <p>・支店名 _____ 支店</p> <p>・口座番号 _____</p> <p>ふりがな _____</p> <p>・名義人氏名 _____</p>					
* 認定方法					
障害程度がわかる書類名	障害程度	証書番号	障害名		
経済状態がわかる書類名	扶養親族等の数	基準になる者の前年の所得額			
重度心身障害者医療費助成金受給資格者証	番号	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

(注) *印の認定方法欄は記入しないでください。

様式第2号(第6条関係)

(表)

北杜市【自動還付方式】 重度心身障害者医療費助成金受給資格者証									
※ この受給資格者証は、医療機関・薬局での医療費支払が必要です。(自動還付)									
公費負担者番号									
受給者番号									
被保険者証の記号番号									
保険種別									
保険者番号									
受給者	住所								
	氏名						性別		
	生年月日								
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで								
北 杜 市 長 印									
交付年月日	年 月 日								

(裏)

注意事項

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。
- 2 この証を提示しても、医療機関、調剤薬局等の窓口で患者負担分の医療費をいったん支払う必要があります。助成金は、原則として受診した月の3か月後の10日頃に事前に登録していただいた口座に振り込みます。
- 3 この証は保険証と一緒に医療機関(病院、診療所(歯科を含む))、調剤薬局、訪問看護ステーションの受付窓口で提示してください。(調剤薬局でも必ず提示する必要があります。)
- 4 自立支援医療(更正医療・育成医療・精神通院医療)など、他の公費負担医療受給者証をお持ちの方は、その対象となる診療(調剤)を受ける場合は、必ずその受給者証も提示してください。
- 5 この証は、第三者行為(交通事故等)により生じた傷病については使用できません。
- 6 この証は、本人以外は使用できません。
- 7 生活保護を受けるようになったとき、市外に転出したとき、有効期間を経過したときはこの証を使用することができませんので必ず返納してください。
- 8 受給資格の根拠となる手帳に有期認定・有効期限が設定されている時は、この証の有効期限はその月の末日となります。手帳再交付後、請求対象となるときは速やかに更新の手続きをしてください。
- 9 次の事由が生じたときは、速やかに届け出てください。
 - (1) 住所・氏名に変更があったとき。
 - (2) 加入している医療保険又はその内容に変更があったとき。
 - (3) この証を紛失又は損傷したとき。
 - (4) 受給資格の根拠が療育手帳又は特別児童扶養手当の受給対象児童で、再判定後該当外となったとき。
 - (5) 受給資格の根拠が国民年金法に規定する障害基礎年金1～2級で、その該当外となったとき。
 - (6) その他北杜市長が必要と認める事項。

○問い合わせ先

北杜市 福祉部福祉課 障害福祉担当 TEL

医療機関へのお願い

- 1 国民健康保険被保険者証の記号番号は、記号を省略して番号のみ記載してあります。
- 2 保険者番号が8桁に満たない場合、上位は「0」で埋めてあります。

様式第2号の2（第6条関係）

（表面）

北杜市								
重度心身障害児医療費助成金受給資格者証								
公費負担者番号								
受給者番号								
被保険者証の記号番号								
保険種別								
保険者番号								
受 給 者	住所							
	氏名						性別	
	生年月日		年	月	日			
有効期間			年	月	日	から		
			年	月	日	まで		
北杜市長				印				
交付年月日			年	月	日			

(裏面)

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。
- 2 この証は保険証と一緒に窓口に提示してください。提示がない場合は医療保険で定める一部負担金を窓口にて支払っていただくこととなります。
助成金は、原則として受診した月の3か月後の10日頃に事前に登録していただいた口座に振り込みます。
- 3 この証は保険証と一緒に医療機関(病院、診療所(歯科を含む。))、調剤薬局、訪問看護ステーションの受付窓口提示してください。(調剤薬局でも必ず提示する必要があります。)
- 4 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)など、他の公費負担医療受給者証をお持ちの方は、その対象となる診療(調剤)を受ける場合は、必ずその受給者証も提示してください。
- 5 この証によって受けられる助成は、医療保険の対象となる医療費のみです。(入院時食事療養費、生活療養費、医療保険外診療行為、医療保険の対象とならないものなどは助成の対象になりません。)
- 6 この証は、第三者行為(交通事故等)により生じた傷病については使用できません。
- 7 この証は、本人以外は使用できません。
- 8 生活保護を受けるようになったとき、市外に転出したとき、有効期間を経過したときはこの証を使用することができませんので必ず返納してください。
- 9 受給資格の根拠となる手帳に有期認定・有効期限が設定されている時は、この証の有効期限はその月の末日となります。手帳再交付後、請求対象となるときは速やかに更新の手続きをしてください。
- 10 次の事由が生じたときは、速やかに届け出てください。
 - (1) 住所・氏名に変更があったとき。
 - (2) 加入している医療保険又はその内容に変更があったとき。
 - (3) この証を紛失又は損傷したとき。
 - (4) 受給資格の根拠が療育手帳又は特別児童扶養手当の受給対象児童で、再判定後該当外となったとき。
 - (5) 受給資格の根拠が国民年金法に規定する障害基礎年金1～2級で、その該当外となったとき。
 - (6) その他北杜市長が必要と認める事項。

○問い合わせ先 北杜市 福祉部福祉課 障害福祉担当 TEL

医療機関へのお願い

- 1 国民健康保険被保険者証の記号番号は、記号を省略して番号のみ記載してあります。
- 2 保険者番号が8桁に満たない場合、上位は「0」で埋めてあります。

様式第3号(第7条関係)

<p>重度心身障害者医療費助成金受給資格者証再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北杜市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 氏名 ㊟</p> <p>重度心身障害者医療費助成金受給資格者証を 損傷 したので、再交付を申請します。 亡失</p>			
受給者	住所		
	氏名		男・女
	個人番号		
	生年月日	年 月 日	申請者との続柄
保護者	住所		
	氏名		受給者との続柄
	個人番号		
	電話	— —	

様式第4号(第8条関係)

重度心身障害者医療費助成金受給資格者証更新申請書					
受給者	住所				
	氏名				
	個人番号		男・女		
	生年月日		年 月 日		
	旧受給者番号				
加入 医療 保険	被保険者 又は組合員	氏名		受給者 との続柄	
		個人番号			
		住所			
	保険種別	種別			
		記号番号		付加給付 の有無	有・無
		発行機関名			
発行機関	所在地				
保護者	住所				
	氏名		受給者 との続柄		
	個人番号				
	電話		— —		
受給者又は保護者の住所と異なる送付先を希望する場合の住所					
<p>上記のとおり重度心身障害者医療費助成金受給資格者証の更新を申請します。なお、次の①から③までについて、市が調査等を行うことに同意します。</p> <p>① 申請に係る審査のため、世帯の住民税所得・課税状況を調査すること。</p> <p>② 医療費助成金の算定のため、受給者の医療費支払状況等について、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業所から診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書の写し等により山梨県国民健康保険団体連合会を通じて情報提供を受けること。</p> <p>③ 過去に支給された助成金が過払いになり返還が必要になった場合は、その後に支給される助成金を、その過払い分に係る返還金に充当すること。</p> <p>年 月 日 北杜市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 TEL</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>※ 本年の1月1日の住所が北杜市以外の方は、1月1日の住所地の所得・課税証明を添付してください。</p>					

* 認定方法

障害程度 がわかる 書類名	障 害 程 度	証 書 番 号		障 害 名
経済状態 がわかる 書類名	扶養親族等の数	基準になる者の前年の所得額		
重度心身 障害者医療費 助成金受給資格者証	番 号		有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(注) *印の認定方法欄は記入しないでください。

様式第5号(第10条関係)

重度心身障害者医療費助成金請求書

年 月 日

※請求金額 _____ 円也

ただし、 年 月分重度心身障害者医療費の助成を受けたく、助成金の額を証する
書面を添えて請求します。

北杜市長 様

患者氏名
生年月日 年 月 日

請求者住所
氏名 ⑩
TEL

受給者番号

診療報酬請求証明書

患者氏名 様

種別	国保 健保 船員 共済 組合 後期 本人 ・ 家族
----	------------------------------

診療費 (日分) 年 月分

入院 ・ 入院外

診療報酬総点数	点
他法公費負担点数 (種別)	点
当月分の保険診療に係る本人負担額	円

外来の際の薬剤に係る一部負担金	円
訪問看護療養費等自己負担分	円

入院時食事療養費における自己負担分	
一 般	円 × 日 = 円
市町村民税非課税世帯 (入院3箇月までの者)	円 × 日 = 円
市町村民税非課税世帯 (入院4箇月目以降の者)	円 × 日 = 円

	老齢福祉年金受給者	円× 日= 円	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">関係医療機関等の所在名称</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>			

※ 助成金決定額	
----------	--

(注) ※欄は、記入しないこと。

様式第6号(第11条関係)

<p>重度心身障害者医療費助成金受給資格等変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北杜市長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 届出人 氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>下記のとおり申請事項に変更がありましたので、お届けします。</p>				
受 給 者	住 所			
	氏 名		生 年 日 月 日	年 月 日
	個 人 番 号			
	受給者番号			
保 護 者	住 所			
	氏 名		受 給 者 との続柄	
	個 人 番 号			
	電 話	— —		
変更事由				
変更内容		変更年月日	年 月 日	
(変更前)			(変更後)	

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第2号の2（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第11条関係）